

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
2	要望の内容		生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の１１６％相当額）の適用期限を平成２４年度末までの２年間延長する。 （租税特別措置法第５７条の１０）
3	担当部局		健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期		平成２２年８月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		創設年度 昭和４１年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成２１年度）
6	適用又は延長期間		平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日まで （平成２３年度～平成２４年度）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係営業業者の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係営業業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。 〔生活衛生関係営業業者等〕 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標５ 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標１ 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること 〔消費生活協同組合等〕 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標２ 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標１ 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		② 政策体系における政策目的の位置付け	

		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断D I がプラスに転じることが必要。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。 消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があり、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。 また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。 本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。
8	有効性 等	① 適用数等	（生活衛生同業組合等） 16%割増繰入限度額 平成23年度 3.1百万円 ※（社）全国生活衛生同業組合中央会調べ （消費生活協同組合等） 16%割増繰入限度額 平成23年度 4,522百万円 ※厚生労働省調べ

		② 減収額	(減収額) 23年度(推計) 69.7百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資(消費生活協同組合等は対象外)及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。
9	相当性	③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—